

# 謝金支給規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合  
2014年3月17日制定、2014年4月1日施行  
2017年7月1日改定  
2021年10月1日改定

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「TMTU」という）の事業において支給する諸謝金の基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

## (対象となる支給者及び業務)

第2条 対象となる支給者及び業務は、別表の通りとし、適用対象にはTMTU役員（理事、監事）も含まれる。但し、他の主催者等から別途謝金が支給される場合は、本規程による謝金は支給しない。

2 移動日は原則支給対象外とするが、旅程内容により支給を認める場合がある。

## (旅費との併給)

第3条 謝金には原則旅費が含まれるものとし、謝金が支給される場合は「TMTU旅費支給規程」は適用しない。但し、目的地が東京都以外（島嶼含む）の場合は、旅費交通費の支給を認める場合がある。

## (支給方法)

第4条 謝金の支払方法は、支給対象者本人名義の金融機関口座への振込を原則とする。ただし、金融機関口座への振込による支払いが困難な場合は、他の方法により支払うことができる（現金での支払いは必ず領収書を徴取のこと）。

## (源泉徴収)

第5条 TMTUは法令の定めるところに従い、別表に掲げる定率の源泉徴収を行う謝金については、控除後の金額を銀行振込にて支給する。

## (委託・助成事業)

第6条 外部諸機関等の委託・助成事業等により謝金を支給する場合は、当該機関等の規定に基づき支給することができる。

## (支給額の決定)

第7条 別表の単価上限内にて謝金が支払われる場合は、大会実行委員会、専門委員会又は担当理事等の承認により支給額を決定する。

2 業務内容や専門性等の特段の事由により別表の単価上限額を超えて謝金を支払う場合は、理事会の決裁を必要とする。

## (補則)

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

## (別表) 【謝金一覧】

(単位:千円)

支給対象者	業務内容	謝金 (上限単価)	備考	所得 区分	備考
大会役員	理事会等で承認された正副実行委員長、RD、CRO、TD、HR等の業務	10~30千/事業	事前視察、事前協議、技術指導等の謝金は上限10千円	給与	丙欄適用
審判員	審判資格者による大会当日の審判業務等	5千/日	部門長等は1千円/日を別途付与	交通費 相当	源泉対象外
補助員	大会当日の運營業務等	4千/日			
自動二輪・車両	大会審判業務・備品運搬等のため自家用車持込による運營業務	3千/事業 6千/事業	(都内) (都外)		
医師	大会等での救護・治療等	30千/事業		給与	丙欄適用
看護師	大会等での救護・看護等	9千/事業			
司会	大会での司会進行(MC)等	30千/事業		報酬	源泉対象外
バイクメカニック	大会・遠征等での自転車整備等	30千/事業			
講師等	研修会・講習会等での講演・指導等	10千/日		報酬	源泉10.21%
選手強化活動等(帯同業務含む)	著名指導者	30千/日		報酬	源泉10.21%
	トレーナー	30千/日			
	鍼灸師	30千/日		報酬	源泉対象外
	監督	30千/日		報酬	源泉10.21%
	ヘッドコーチ	10千/日			
コーチ・指導員	7千/日				
その他	TMTU事業に係る前日作業・外部打合せ及びTMTU運營業務等(実働3h以上)	3千/日		交通費 相当	源泉対象外

※1. 上記上限単価を基に、各事業の謝金額は理事会の事前承認を受けることとする。但し、前年度と同額の場合は、上記事前承認は省略することができる。

※2. 当該業務を専門業者に委託する場合は、当該謝金規程は適用しない。

※3. 旅費規程との併給(第3条)及び移動日(第2条第2項)等については、旅程内容により判断する。

※4. 当該業務の謝金が外部助成対象事業に拠って支給される場合、当該助成対象事業にかかる規定が優先される。